

HRWG ICA
human rights working group
international council on archives
groupe de travail sur les droits de l'homme
conseil international des archives

INTERNATIONAL COUNCIL ON ARCHIVES

HUMAN RIGHTS WORKING GROUP

**BASIC PRINCIPLES ON THE ROLE OF ARCHIVISTS AND RECORDS MANAGERS
IN SUPPORT OF HUMAN RIGHTS**

A working document of the International Council on Archives

**ICA
国際文書館評議会
人権作業部会**

**人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の
役割に関する基本原則**

**日本語版
JAPANESE VERSION**

September 2016

日本語版への覚え書き

2016年9月、国際文書館評議会人権作業部会前会長で現在は同部会ニューズレター編集長のトルディ・ピーターソン博士から筆者小川千代子あてにこの文書（英語原文）の日本語への翻訳依頼が届いた。翻訳作業は2016年10月に着手し、2017年5月5日に完了した。

日本語版では、原文の直訳だけではわかりにくいと思われるところには脚注をくわえた。

原文の「付録Ⅱ. 情報源及び参照」のリストに通し番号を付番した。本文中に参考文献の引用・参照がある場合は、その都度この参考文献の通し番号をカッコに包んで示した（例：「世界アーカイブ宣言」[13]）。また、「付録Ⅱ. 情報源及び参照」に示された文獻のうち、日本語訳を確認したものは、英語の次に、日本語訳の典拠情報を付した。

原文の「付録Ⅰ. 用語定義」に掲げられた **Archives** は、引用箇所を除き、原則「アーカイブ資料」又は「アーカイブ機関」と訳出した。

なお、日本語版の書誌情報は原則 SIST02 に従い記し、必要に応じ関連情報を補った。

この翻訳作業には、次のメンバーが従事した。

李 東真（中央大学講師）

田窪 直規（近畿大学教授）

小川 千代子（国際資料研究所代表/藤女子大学教授）

2017年5月5日 小川 千代子 記

Notes for Japanese version

Translation project started upon an email message from Dr. Trudy Peterson, editor of the Newsletter and former Chair of the ICA Human Rights Working Group, to Chiyoko Ogawa in September 2016. Trudy suggested Chiyoko to prepare Japanese version of the Basic Principle. The Japanese version was completed on May 5, 2017.

In the Japanese version, Japanese citation sources in the text are posted in footnotes.

Serial numbers were given in the list of "Appendix II. Resources and References". Where reference and/or quote are included in the text, the respective serial number was inserted in parentheses (eg "Universal Declaration on Archives" [13]).

In addition, among the documents shown in "Appendix II. Resources and References, some of their Japanese translation versions were found. Citations and information of Japanese translations are indicated under the English information.

The term "Archives" in Appendix I. Definitions was translated in principle "archive material(s)" or "archive organization" except for quoted parts.

In addition, citations of the Japanese version were written basically according to SIST 02 and added information as necessary.

Working Group Members for Japanese Translation

Dr. Tongjin Lee, Lecturer, Chuo University

Dr. Naoki Takubo, Professor, Kinki University

Chiyoko Ogawa CA, Documenting Japan International/ former Professor, Fuji Women's University

May 5, 2017 Chiyoko Ogawa CA.

序

アーカイブ資料は、人権保護のために有用なものである。人事記録、社会保険記録、労働安全衛生の記録、兵役の記録などのアーカイブ資料は、個人の権利と利益を守るうえで、必要不可欠なものである。また、有権者登録、土地の所有権、市民権の記録などは、公民権を証明する際に役立つものである。さらに、独裁政権下にあった軍、警察、諜報部門の記録、例えば、刑務所、病院、死体安置所、墓地に関する記録などは、人権侵害の証拠ともなる。

人権保護の立場からアーカイブ資料を扱うアーキビスト及び文書担当者 (archivists and records managers)¹は、法律、社会政策、個人の職業倫理などに関わる諸問題の解決に日々取り組んでいる。これらの問題の多くは複雑ではあるものの、ベストプラクティスを駆使すれば対処しうるものである。しかし、多様な環境、機関の下で働くアーキビスト及び文書担当者は、アーカイブ資料の管理業務を遂行する過程で、自身になんらかの圧力がかかることに気付くであろう。例えば、管理・評価を目的とした記録の閲覧さえも許可されない、人権になんらかの影響を与えるアーカイブ資料の処分を強要される、検索手段の中で示されているアーカイブ資料の存在を認めないよう指示される、それらのアーカイブ資料を保存するために必要な措置の実施許可が得られない、アーカイブ資料の公開に関する意思決定の許可が得られない、閲覧資格がある研究者へのアーカイブ資料提供の許可が得られない、などが挙げられよう。また、アーキビストが、報復を恐れて原則の遵守をためらうこともある。

アーキビスト及び文書担当者が最高の仕事をしようとするとき、彼らは必ず業界全体からの支援を求め、人権保護のために重要なアーカイブ資料を扱う際には、彼らは必ず最適な基準を探し求める。1996年、国際文書館評議会 (International Council on Archives、以下 ICA) は、「ICA アーキビストの倫理綱領」(以下、「倫理綱領」[11]) を採択した。この中では、アーキビストが職務を遂行するうえで必要となる倫理基準が示されている。また、2011年にユネスコが採択した「世界アーカイブ宣言」[13]は、アーカイブの世界に関わるすべての人々、そしてアーキビスト、文書担当者の仕事に意義を与えるものであった。「倫理綱領」[11]、「世界アーカイブ宣言」[13]は、どちらも職務遂行のための一般的な枠組みを提示したものである。しかし、重要なのは、人権とアーカイブとを結びつけることで、これまで(「倫理綱領」[11]及び「世界アーカイブ宣言」[13]の)それぞれの枠組みの中で、一般論としてのみ取りあげられた倫理的・実践的問題に焦点を当てることである。

本原則、すなわち「人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則」は、**前文**と**原則**の2部構成である。**前文**では、諸原則における概念的枠組みを示している。なお、それぞれの原則の下には、本文には含まれない解説が加えられている。**原則**は、5つの節からなる。第1節及び第2節では、アーカイブ資料の基本的機能について記

¹ “archivists” は「アーキビスト」、「records managers」は「文書担当者」と訳出した。

している。第3節では、背徳行為（wrongdoing）を証明するアーカイブ資料及び押収持ち去りアーカイブ資料（displaced archive）に関わる業務の特殊事例を示している。第4節、第5節では、職業としてのアーキビスト及び文書担当者の役割と権利の記述に重点を置いている。

なお、付録には、本原則内で使用される用語の定義集、本原則の基盤となる国際条約、契約条項、契約、意見書及び関連事例のリストを示している。

人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の

役割に関する基本原則

前文

「世界人権宣言」[44]、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」[36]と2つの選択議定書、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」[37]²、その他の国際条約及び法的手段の下で、すべての人に保証されている人権及び基本的自由の行使は、アーカイブ資料の保存とそれらの資料を利用する（access）各個人の能力によって強化され、

国連人権高等弁務官事務局の「不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める更新された一連の原則」[50]の中で、「人権及び人道法の侵害に関する公文書を保存し、かつその利用を確保する」³ことは国家の責任であると主張され、知る権利（アーカイブ資料の中に何があるかを知ることを含む）は、個人のかつ団体の権利であり、国家はそれらを記憶する義務を有すると宣言され、また、刑事告発されたすべての被告人の公平な弁護を保証しつつ、人が責任を負うことを保証するためのアーカイブの重要性が強調されていることに鑑み、

諸政府には、ガバナンスへの市民参加を確保する基本的前提条件として、情報を探索、授受する権利を促進し保護する責任があることに鑑み、

経済的、社会的、文化的、市民的、政治的立場においても、すべての人に与えられる人権及び基本的自由を適切に保護するには、独立したアーカイブ専門家によって提供される

² 国際人権規約については、外務省のホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/pdfs/kiyaku.pdf#01>）に次のような説明がある。「国際人権規約は、1966年12月16日、第21回国連総会において採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（以下、「社会権規約」と略称）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下、「自由権規約」と略称）「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」及び1989年12月15日、第44回国連総会において採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書」の4つから成り立っています。」、（参照 2017-03-29）。

³ 山下恭弘. 不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則. 福岡大学法学論叢. 2008, vol. 52, no. 4, p. 500(10). https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1320&file_id=22&file_no=1,（参照 2017-03-14）。

アーカイブサービスへの効果的な利用が必要であることに鑑み、

アーキビスト及び文書担当者の専門家団体は、専門的基準と倫理を守り、すべての人に必要なアーカイブサービスを提供し、正義及び公益の目的を促進するために政府機関や他の機関と協力する不可欠な役割を担うことに鑑み、

アーカイブ資料の保存と利用は、機関及び個人がすべてその目的とそれぞれの責任に従って、貢献するよう心掛けた場合にのみ保証されることに鑑み、

次の目的を以って、「人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割 基本原則」を作成した。

- 人権支援のためのアーキビストの適切な役割を確保するために、アーカイブ資料を保存する機関を支援すること
- 通常業務において、人権の行使と保護に影響を与えうる決定を行わなければならない各々のアーキビスト及び文書担当者のためにガイドラインを提供すること
- アーキビスト及び文書担当者の専門家団体を支援すること
- 人権問題を扱う国際公務員が、本原則が対象とする問題の重要性と、アーキビスト及び文書担当者の人権保護への貢献度の理解を促進すること

原 則

I. アーカイブ資料の選別と保守

1. **機関、アーキビスト及び文書担当者は、人権を証明するアーカイブ資料を保護する文書管理制度を構築、維持管理すると共に、アーカイブ資料の完全性とその証拠としての価値を保存するための管理が確実に行われるよう振る舞うべきである。**

フォーマットの如何にかかわらず、アーカイブ資料は、権利を擁護すべきものであり、人の権利が侵害されたときには、その人が効果的に抗議できるようにする必要がある。アーカイブ資料が利用可能で信頼できるものであることを確実にするために、それらの発生当初から強力な管理のもとにおこななければならない。国際標準化機構（ISO）は、これらの要件に対応する標準を公表している。例えば、ISO 15489「情報とドキュメンテーション - 記録管理」[17]は、アーカイブ資料の作成、取得について明示し、ISO 15489に準拠したISO 30300[19]シリーズは、効果的な記録管理システム（MSR）の実装と運用に重点を置き、アーカイブ資料の作成と管理に対する体系的なアプローチを提供するものである。デジタル環境下では、ISO 16175「電子オフィス環境における記録の原則と機能要件」[18]が、オフィス環境におけるデジタル情報の作成と管理に使用されるソフトウェアに関する国際的合意による原則と機能要件を規定している。人権に関係するアーカイブ資料の作成と管理にかかわるシステムは、それらアーカイブ資料の真正性、正確性と信頼性、完全・不変性を保証するため、権限のない利用、改竄及び削除から保護され、必要に応じて見つけられ、他の関連するアーカイブ資料との相互関連性を保証する必要がある。ARMA Internationalの「一般的に認められた記録維持・管理の原則（Generally Accepted Recordkeeping Principles）」⁴は公的部門と民間部門の両方のアーカイブ機関における管理基準を提供している。

2. **機関、アーキビスト及び文書担当者は、人権侵害または人道上の法令の違反の証拠を含むとみられるアーカイブ資料の廃棄を阻止しなければならない。**

⁴ この訳語は ARMA 東京支部の訳語に従っている。

国連人権高等弁務官の「不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める更新された一連の原則」[50]のうち、原則 14「公文書の保存のための措置」⁵では、「知る権利は、公文書は保存されなければならないとの意味を含む。特に、人権及び／又は人道法の侵害の加害者の不処罰確保を目的とした公文書の撤去、破壊、秘匿または偽造を防止するために、技術的措置及び罰則が適用されるべきである」⁵と述べられている。アーキビスト及び文書担当者がアーカイブ資料の本体に違反の痕跡が含まれていることに気付かないこともあろうが、一方で、彼らは、アーカイブ資料の出所にに基づき、そのような情報を含む可能性があること、また、それらのアーカイブ資料を廃棄してはならないことを推測することはできるだろう。

- 3. アーキビスト及び文書担当者は、世界人権宣言[44]に述べられているように差別することなく、彼らが所属するアーカイブ機関が定めた収集範囲に含まれるアーカイブ資料を選択、取得、保存しなければならない。**

「世界人権宣言」[44]第 2 条は、「すべて人は、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく」⁶この宣言に掲げるすべての権利と自由を享有することができると述べている。アーキビストは、あらゆるグループを反映し、これに関連するアーカイブ資料を確実に取得するようにすべきである。アーカイブ機関の中には、宗教団体のアーカイブ機関、先住民コミュニティのアーカイブ機関、社会運動を記録するアーカイブ機関などのように、独自の視点を持つアーカイブ機関もある。これらのアーカイブ機関は、各々の使命に沿った評価選別プログラムを持ち、そうすることにより他の機関との差別化を図るが、各々の視点に関わらず、それらの機関も広くアーカイブ機関に含まれる。

- 4. アーキビスト及び文書担当者は、資料の評価決定を下す都度、人権へのクレームの支援あるいは特定のため、人権侵害者の特定を促進するため、人権侵害に関わり得る地位にあった人物を特定できるようにするため、人権侵害につながったできごとを明らかにするため、行方不明者のその後を辿れるようにするため、あるいは個人が過去の**

⁵ 山下恭弘. 不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則. 福岡大学法学論叢. 2008, vol. 52, no. 4, p. 504(14). https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1320&file_id=22&file_no=1, (参照 2017-03-14).

⁶ 外務省. “世界人権宣言 (仮訳文)”. 外務省ホームページ. 年代不明. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html, (参照 2017-03-14).

人権侵害についての補償を求められるようにするために、当該アーカイブ資料本体の有用性について考慮しなければならない。

国連人権高等弁務官事務所の「不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める更新された一連の原則」[50]の概念に従えば、過渡的正義 (transitional justice)⁷とは、加害者に説明責任の保持を要求すること、旧体制下で虐待を招いた者は新体制下で役職につかないことを保証すること、社会全体、社会の中のグループ及び個人に起こったことの実相を確かめること、損害賠償及び補償 (restitution and reparation) を得ることである、と解釈することができる。市民の心的外傷を引き起こした国家権力による行為や、増加している、権利を侵害する民間組織による行為の影響が残っている民主主義体制下でも同様の要求がなされる。上記のプロセスにおいて、アーカイブ資料は不可欠である。

戸籍から、登記簿、牧師の人事ファイル、「ビジネスと人権に関する指導原則 (2011年採択)」⁸[53]が要件として掲げているような、企業が商品契約を行う際に証明するデューデリジェンス⁹のアーカイブ資料に至るまで、人権を擁護するためのアーカイブ資料が数多く存在する。アーキビスト及び文書担当者は、自らの管理下にあるアーカイブ資料が人権を支援する可能性があることを認識しなければならない。

5. 各国政府は、人権侵害及び人道法に関するアーカイブ資料が確実に保存されるように保証しなければならない。政府及び民間機関は、こうしたアーカイブ資料の専門的な管理を行うための十分な財源やその他手当が支給されるよう保証する。

国連人権高等弁務官事務所の「不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める更新された一連の原則」[50]の原則3「記憶しておく義務」では、「人々が抑圧された歴史を知ることは、自己の遺産の一部となるので、国家が人権及び人道法の侵害に関する公文書その他の証拠を保存し、かつ、当該侵害を知ることが容易にする義務を果たす際は、遺産として適切な措置が確保されなければならない。こうした措置は、集団的記憶が失われ

⁷ 過渡的正義 (transitional justice) の定義については、付録 I の用語定義を参照されたい。

⁸ ヒューライツ大阪 TOP > 企業と人権 > ビジネスと人権に関する指導原則, <http://www.hurights.or.jp/japan/aside/ruggie-framework/>, (参照 2017-05-02)。

⁹ デュー - デイリジェンス (due diligence) とは、「不動産投資や M&A などの取引に際して、投資対象となる資産の価値・収益力・リスクなどを経営・財務・法務・環境などの観点から詳細に調査・分析すること」である。「デュー - デイリジェンス」, デジタル大辞泉. 小学館, <https://kotobank.jp/word/%E3%83%87%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%83%87%E3%82%A3%E3%83%AA%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%83%B3%E3%82%B9-576984#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89>, (参照 2017-03-29)。

ないようにすること、特に修正論者及び否定論者の反論を防ぐことを目的とする」¹⁰と述べている。

本原則では、当該国家の国家アーカイブ資料のみを保存せよ、とは述べていない。それに代えて「アーカイブ資料」としている。各国は、保存と利用に関する影響力のある公式声明を作成する、そうしたアーカイブ資料を保存するための法律を制定する、特定のアーカイブ資料の保存を求める裁判所の決定を得る、非政府系アーカイブ機関に財政的支援を行う、関連アーカイブ資料の所在を確認するための調査を行い、データベースを作成する、民間アーカイブ機関への寄付を行う、廃棄のおそれのあるアーカイブ資料のために「危機に瀕したアーカイブズの避難所」¹¹の信頼できる保管場所を提供するなど、多くの選択肢を持っている。

- 6. 研究機関、アーキビスト及び文書担当者は、過渡的正義を助けるために臨時に設立されたアーカイブ機関のアーカイブ資料を保護、保存することを保証するべきであり、当該機関が存在している間も、閉鎖された後も、それらのアーカイブ資料を、確実に保護、保存するべきである。このようなアーカイブ機関のアーカイブ資料を処分する際は、そのことを予め公表するべきである。**

国連人権高等弁務官事務所「不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める更新された一連の原則」[50]の原則5「知る権利を実行するための保障」に、次のような記述がある。「大規模又は組織的に行われた凶悪な犯罪を体験した社会は、特に真実委員会その他の調査委員会を創設することにより、真実が解明されるよう当該侵害の周辺事実を確定し、かつ証拠の消滅を防止する利点を得ることができる。国家は、こうした機関を設立するかどうかに拘わりなく、人権及び人道法の侵害に関する公文書を保存し、かつその利用を確保しなければならない」¹²。

アーカイブ資料が政府機関によって作成されたものか、あるいは民間機関によって作成されたものかに関わらず、過渡的正義機関のアーカイブ資料には人権侵害に関することが含まれており、それらは、本原則で定めた保存、保護するべき対象の範囲に含まれる。ア

¹⁰ 山下恭弘. 不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則. 福岡大学法学論叢. 2008, vol. 52, no. 4, p. 499(9). https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1320&file_id=22&file_no=1, (参照 2017-03-14).

¹¹ “Safe heaven for archives” の訳語「危機に瀕したアーカイブズの避難所」は、次の資料によった。“ICA 大会 2016 年 9 月 5 日～10 日 韓国・ソウル「アーカイブズ、調和、友情：グローバル社会における文化的感受性、正義、連携の確保」”. 国立公文書館. p. 8. http://www.archives.go.jp/news/pdf/151214_04.pdf, (参照 2017-03-14).

¹² 山下恭弘. 不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則. 福岡大学法学論叢. 2008, vol. 52, no. 4, p. 500(10). https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1320&file_id=22&file_no=1, (参照 2017-03-14).

アーカイブ資料の一部の廃棄に先立ち公告することが、スペイン、米国のような国では慣行になっており、それにより、アーカイブ資料の廃棄に異議申し立てを行う機会が与えられている。アーカイブ資料が機微なものである場合には、事前の公告は特に重要である。

II. アーカイブ機関における情報の利用提供

7. **アーカイブ資料に人権侵害に対する賠償請求権の行使に有用な情報、とりわけ著しい人権侵害に関する情報、行方不明者の足取りの解明につながる情報、個人個人が過去の人権侵害に対する補償を求めることにつながる情報が含まれているか否かを利用者が判断できるように、アーキビストは、知識の限りを尽くしてアーカイブ所蔵資料を記述するべきである。**

国連人権高等弁務官「不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める更新された一連の原則」[50]の原則2「真実を求める不可譲の権利」¹³には、「すべての者は、凶悪な犯罪の実行に関する過去の出来事について、また、大規模又は組織的な侵害を通じて当該犯罪が実行されるに至った事情及び理由について、真実を知る不可譲の権利を有する。真実を求める権利の十分かつ実効的な行使は、侵害の再発を避けるのに欠かせない防護措置となる」¹³と記されている。真実を知る権利は、2010年に採択された「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」¹⁴[43]に明示されている。「欧州評議会閣僚委員会アーカイブズのアクセスに関する欧州の方針についての閣僚委員会から加盟各国への勧告 No R 4(2000)13」[4]には、「国家において、その国民が自らの歴史の要素を客観的な方法で知り得ない限り、その国家は完全に民主化されたとは言えない」¹⁵という解説がある。良質なアーカイブ資料の記述は、真実への権利と民主主義の支援を可能にするものである。

¹³ 山下恭弘. 不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則. 福岡大学法学論叢. 2008, vol. 52, no. 4, p. 499(9). https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1320&file_id=22&file_no=1, (参照 2017-03-14).

¹⁴ 日本語のタイトルは、国連広報センターのトップ>主な活動>人権>人権文書>その他の条約に見える説明に依拠している。 http://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/other_treaties/, (参照 2017-05-01).

¹⁵ 小原由美子. アーカイブズのアクセスに関する欧州の方針. アーカイブズ. 2011, no. 45, p. 69-71. http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_45_p64.pdf, (参照 2017-02-14).

8. アーキビスト及び文書担当者は、利用者に対する平等、公正かつ効果的な利用を確保するために、迅速にアーカイブ資料を整理、記述するべきであり、また、著しい人権侵害について記されたアーカイブ資料の整理と記述を優先するべきである。

アーカイブ機関の中には、所蔵するアーカイブ資料のすべてを迅速に記述するのに十分な数のアーキビストを擁していない機関もあろう。所蔵するアーカイブ資料の記述の（整理の）優先順位の検討にあたり、人権問題は重要な評価基準とするべきである。

9. 各国政府は、政府が持つ人権侵害及び人道法違反に関するアーカイブ資料の利用を保証すべきである。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」[36]の第 19.2 節では、すべての人が、「表現の自由の権利を有する。すなわち、この権利には、情報を請求、取得、譲渡する自由を含まなければならない」としている。2004 年 12 月、国連特別報告者、メディアの自由に関する欧州の安全保障協力機構、米州機構の表現の自由に関する特別報告者による意見・表現の自由に関する共同宣言は、「公的機関が保有する情報にアクセスする権利は、基本的人権である」¹⁶と述べている。

「国家安全保障と情報権に関するグローバル原則（ツワネ原則）」[71]は、国家安全保障上の問題に関わる情報を保護しつつ、政府情報の公衆利用を可能な限り保証する方法に関する指針を定めた。原則 10. A. 1 は、「(1) 深刻な人権侵害や、国際法に基づく犯罪を含む国際人道法上の重大な違反、個人の自由と安全に対する権利の組織的又は広範な侵害に関する情報の開示には、優先的な公益性がある。このような情報は、いかなる場合においても国家安全保障を根拠に非公開とされてはならない」¹⁷。欧州評議会の議会会議は、決議 1954(2013)「国家の安全と情報へのアクセス」[8]においてツワネ原則[72]を支持した。

10. アーキビスト及び文書担当者は、ICA が採択した「アーカイブの利用の原則」[14]に従い、政府アーカイブ資料を利用する権利を擁護、支持し、非政府機関のアーカイブ資料の利用をも保証するよう促すべきである。

¹⁶ 小原由美子。アーカイブズのアクセスに関する欧州の方針。アーカイブズ。2011, no. 45, p. 69-71. http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_45_p64.pdf, (参照 2017-02-14).

¹⁷ “国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（ツワネ原則）”。日本弁護士連合会。 <http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/statement/data/2013/tshwane.pdf>, (参照 2017-03-14).

ICA が掲げる「アーカイブの利用の原則」[14]の10か条は、本原則の基盤をなすものである。また、ICAの「倫理綱領」[11]の6では、「アーキビストは文書館資料に対する最大限の利用可能性を促進し、すべての利用者に対して公平な業務を行わなければならない」¹⁸と述べており、2011年のユネスコ総会で承認された「世界アーカイブ宣言」[13]では、「アーカイブを関連法令及び個人、作成者、所有者、利用者の権利を尊重しながら、何人も利用できるようにすること」¹⁹と宣言している。

利用に関する特別要件については、国連人権高等弁務官の「不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める更新された一連の原則」[50]の原則16「公文書にかかわる部局と裁判所及び非司法的な調査委員会間の協力」²⁰にみることができる。そこでは、「裁判所及び非司法的な調査委員会は、これらの機関に報告を行う捜査機関と同様に、関連性のある公文書を利用できなければならない。この原則は、プライバシーに係る適切な懸念（特に被害者その他の承認に証言の必須条件として与えられる秘密の確約を含む。）を尊重する形で実施されなければならない。当該利用は、次の場合を除き国家の安全を理由に否定されてはならない。すなわち、特別な事情の下で法律が制限を定めた場合、正当な国家の安全上の利益を保護するために、政府が民主的な社会において、制限が必要であることを証明した場合、及び当該否定が独立した司法審査に服する場合、である」²⁰と、述べている。

11. 機関、アーキビスト及び文書担当者は、権利、基本的自由及び情報の中に含まれている個人の尊厳の尊重を保証するために、不正アクセスからの個人情報保護態勢=セーフガードを適切に整備するべきである。

ICAの「アーカイブの利用の原則」[14]に加えて、「倫理綱領」[11]の7には、「アーキビストは、法人及び個人のプライバシー並びに国家安全に関することでは、情報を損なうことなくこれを保護するよう注意を払うべきである。とりわけ、電子記録の場合は、更新や削除が簡単に行えるので、十分な注意を払わねばならない。アーキビストは、記録の作成者又は記録の対象となった個人、とりわけ資料の利用又は処分について声を上げることが出来ない個人のプライバシーを尊重しなければならない」²¹と記されている。検討が不十分なままアーカイブ資料を公開すると、個人のプライバシーの侵害及びプライバシーを侵害

¹⁸ “ICA アーキビストの倫理綱領 日本語版”。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会。<http://www.jsai.jp/file/ica-rinri2.pdf>, (参照 2017-03-14)。

¹⁹ “世界アーカイブ宣言”。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会。<http://www.jsai.jp/file/japanese.pdf>, (参照 2017-03-14)。

²⁰ 山下恭弘。不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則。福岡大学法学論叢。2008, vol. 52, no. 4, p. 505(15)。https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1320&file_id=22&file_no=1, (参照 2017-03-14)。

²¹ “ICA アーキビストの倫理綱領 日本語版”。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会。<http://www.jsai.jp/file/ica-rinri2.pdf>, (参照 2017-03-14)。

された者への報復を招く恐れがある。アーキビスト及び文書担当者は、真実を知る権利と、特定可能な人物のプライバシーを保護する必要性とのバランスをとる必要がある。

12. アーキビストは、世界人権宣言[44]で禁止されている差別をすることなく、レファレンスサービスを提供すべきである。すべての人は、アーキビストに対して、自らが持つ権利を行使するためのアーカイブ資料を探索、検索するための援助を要求する権利が与えられている。

上述したように、世界人権宣言[44]の第2条第1項では、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」²²としている。

国連人権高等弁務官事務所の「不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める更新された一連の原則」[50]の原則15「公文書の利用を円滑に進めるための措置」²³に次のような記述がある。「公文書利用の円滑な実施は、被害者及びその親族が自己の権利を主張できるようにするために行われる。…公文書利用の円滑な実施はまた、歴史研究のために行われるが、被害者その他の個人のプライバシー及び安全を守ることを目的とした合理的な制限に服することを条件とする。検閲の目的のために、利用を規律する正規の条件を用いてはならない」²³。

この原則は、アーカイブ機関に対して、誰にアーカイブ資料の利用を許可するのかという規則の作成（例えば、アーカイブ資料を利用する人は、一定の年齢に達していなければならないという要件や、一般利用を許可していない個人のファイルについては、本人のみが閲覧することができるといった要件などを盛り込むこと）を禁ずるものではないが、可能な限り公平かつ平等な利用提供を行うための規則の作成に努めるよう求めている。

13. アーキビストは、人権侵害の責任を自ら弁護しようとする人々に対して、アーカイブ資料の十分な利用を保証すべきである。

国連人権高等弁務官の「不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める更新された一連の原則」[50]の、原則15には、「利用の円滑な実施は、自己の弁護のために利用

²² 外務省．“世界人権宣言（仮訳文）”．外務省ホームページ．年代不明．http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html，（参照 2017-03-14）．

²³ 山下恭弘．不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則 p. 504（14-505（15））．福岡大学法学論叢．2008，vol. 52，no. 4，p. 491-515．https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1320&file_id=22&file_no=1，（参照 2017-03-14）．

を求める関係者のために必要に応じて行われる」²⁴という文言がある。アーキビスト及び文書担当者は、アーカイブ資料の利用提供において、検察側と弁護側とを区別するべきではない。

14. 諸機関、アーキビスト及び文書担当者の諸専門家団体、並びに個人は公衆に対しアーカイブ資料へのアクセス権について知らせるためのプログラム、及び基本的自由の保護におけるアーキビストが有する重要な役割の周知を促進するべきである。障害者たちは、アーキビストに対して、彼らの持つ権利を行使するためのアーカイブ資料の探索及び検索を要求することができることを彼らに確実に知らせるために、特段の注意を払うべきである。

ICA が採択した「アーカイブの利用の原則」[14]の第3では、「機関の収蔵資料アーカイブはアクセスのために先回りしたアプローチを採用する」²⁵としている。各機関は、アーカイブ資料の利用者が求める特殊なニーズにも対応するべきである。特に、国連の「障害者の権利に関する条約」[42]では、障害者は、「あらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由」²⁶が与えられており、また、一般公衆のための情報についても、「障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず」²⁷提供されるべきであると記されている。同様に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」[47]では、先住民の人々は、そのアーカイブ資料を含む文化の過去、現在及び未来の維持、保護、及び開発の権利を有すると明確に示されている。その目的の達成には、アーカイブ資料の探索及びコピー作成への援助も必要であろう。

III. 特別保護条件

15. 専門業務に携わるアーキビスト及び文書担当者が、(a) 被害者が保障を求めている、あるいは (b) 被害者が保証を求める可能性のある、国際的に認知された著しい人権侵害

²⁴ 山下恭弘. 不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則. 福岡大学法学論叢. 2008, vol. 52, no. 4, p.504(14). https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1320&file_id=22&file_no=1, (参照 2017-03-14).

²⁵ “試訳 ICA アーカイブの利用の原則”. 国際資料研究所. http://www.geocities.jp/djiarchiv/tokyouuniv/Principles_of_Access_to_Archives_Japanese_edition.pdf, (参照 2017-03-14).

²⁶ “障害者の権利に関する条約”. 外務省. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>, (参照 2017-03-14).

²⁷ “障害者の権利に関する条約”. 外務省. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>, (参照 2017-03-14).

の証拠となるアーカイブ資料を発見した場合、彼らは、誠実かつ合理的な立場から、そのようなアーカイブ資料が存在することを適切な当局に連絡するべきである。

- a. 政府は政府職員に対し、組織内部、監督組織の命令系統に従い、そうした違反の報告を行う仕組みを設けるべきである。
- b. NGO 非政府機関では、職員に対し人権侵害に関する報告を行う仕組みを設けてもよい。もし報告の仕組みがない場合は、政府は政府職員でない人々が報告するための仕組みを設けてもよい。

現在一般に公開されているか否かにかかわらず、背徳行為を示す情報は、関係当局に対して開示するべきである。「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（ツワネ原則）」[71]の原則 37 において、以下に挙げた背徳行為に関連する情報は、「公益的に開示される」ものと考えべきだとしている。

- (a) 刑事犯罪
- (b) 人権侵害
- (c) 国際人道法違反
- (d) 汚職
- (e) 公衆衛生と公共の安全に対する危険
- (f) 環境に対する危険
- (g) 職権濫用
- (h) 誤審
- (i) 資源の不適切な管理又は浪費
- (j) この分類のいずれかに該当する背徳行為の開示に対する報復措置
- (k) この分類のいずれかに該当する事項の意図的な隠蔽

ツワネ原則は、政府情報に特化しているが、NGO のアーカイブ資料や個人のアーカイブ資料にも、以上のような情報が存在することは明らかである。

告発を行う際、窓口としてどこが適切なのかは難しい問題である。もし、その機関が告発のための正式な窓口を備えており、その窓口を利用してもアーキビストや文書担当者が報復の危険にさらされない場合は、そこを最初に利用すべきである。その他の窓口として、独立監督機関または司法機関がある。もし国内にその情報に関し信頼できる機関がなければ、アーキビストまたは文書担当者は、国連人権高等弁務官事務所、国際赤十字委員会などの国際機関の職員に頼ることができる。

16. 人権侵害または国際的人権法の違反を示す情報の開示を行うアーキビスト及び文書担当者は、秘密情報であるか否かにかかわらず、(a) 開示の時点で当該アーキビストはその情報が背徳行為を示すものであると確信するにいたる合理的な根拠があり、かつ、(b)

当該アーキビストが、報復のリスクに晒されない範囲で、既存の内部告発の仕組みの活用を試みたことがある場合に限って、適切な当局に情報開示による報復あるいはその恐れがあることを報告する権利がある。

前掲の原則 15 で定義されているとおり、政府は、背徳行為に関する情報の公表を行う人々を報復から守るための法律を持つべきである。決議 1954(2013)「国家の安全と情報へのアクセス」[8]では、「公衆の利益のために背徳行為の公開を行う人（内部告発者）は、その人が善意に基づき適切な手続きに従って行動している場合は、あらゆる種類の報復から保護されなければならない」と述べられている。欧州評議会の大臣委員会も、「内部告発者保護に関する加盟各国への勧告 CM/Rec (2014)」[7]のなかで、同様の主張を行っている。

「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（ツワネ原則）」[71]の原則 40 が示すように、「異議を申し立てられた場合、その者は信ずる旨の合理性について弁護する必要に迫られうる。その場合、案件が当該基準を満たし保護された開示と認定されるか否かの判断は、最終的には独立した裁判所又は法廷に委ねられる」²⁸。本原則第 15 との関連において、内部告発の報告はまずは国家当局に対して行うべきであるが、もし国家的な保護が得られないと思われる場合は、国際当局に対して報告してもよい。

17. 諸機関、アーキビスト及び文書担当者は、各国各地域（コミュニティ）の文化的及び法的遺産を尊重すべきであり、その範囲から外れたアーカイブ資料を取得すべきではない。機関の（資料）収集方針には、その地域のコミュニティが自ら歴史沿革を書く権利を尊重することを盛り込むべきである。

1995 年の春に開催された ICA 執行委員会会合において、声明文「アーカイブ資料の所有権問題の解決に関するアーカイブコミュニティの考え方」[9]が採択された。この声明では「アーカイブ原則は出所原則に基づいているため、…一方でフォンドの分割の可能性を排除しつつ、もう一方で、何らかのアーカイブ機関による管轄外のフォンドの取得を拒否する」ことが述べられている。このことは先住民の人々にとって特に重要である。本原則第 14 で述べたとおり、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」[47]は、先住民はアーカイブ資料を含めその文化財を保持する権利を有していると明言している。

²⁸ “国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（ツワネ原則）”。日本弁護士連合会。<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/statement/data/2013/tshwane.pdf>, (参照 2017-03-14)。

18. 諸機関及びアーキビストは、公正かつ相互尊重の精神で、押収持去りアーカイブ資料アーカイブ資料に対する補償要求の管理及び処理のために他国の諸機関や個人個人と協力するべきである。もし持ち去られたアーカイブ資料の返還がその破壊、抑圧目的での利用、または当該アーカイブ資料のなかでその行動が反映されている人物への危険波及につながりかねない場合は、返還を延期すべきである。

アーカイブ資料をめぐる国際紛争緩和のため、ユネスコは「共有遺産」の考え方をい用いるよう勧告し、ICAは、前掲の本原則第17に引用した声明文を採択した。「武力紛争の際の文化財の保護のための条約（1954年ハーグ条約）」[61]の第1議定書では、締約国はアーカイブ資料を含め、「文化財が武力紛争の間に自国が占領する領域から輸出されることを防止する」²⁹よう求めている。この規定に反して、武力紛争の期間中に文化財が輸出されてしまった場合、本条約では、締約国に対し武力紛争終了後に返還を要求するとしている。

1995年に署名された「盗取され又は不法に輸出された文化財に関する UNIDORIT 条約」[15]（以下「ユニドロワ」）は文化財、特に録音、写真、映画を含むアーカイブ資料の返還について言及している。ユニドロワは、返還を求めることができる期限を提示し、「コミュニティの伝統、儀式に用いる道具の一部として、締約国内の部族、先住民コミュニティによって所有、活用されていた、宗教的または共同体にとって重要な文化物の返還要求」³⁰に対応しようとしている。

本原則第17で言及した声明書及びユニドロワの規定にもかかわらず、アーカイブ資料の返還が人々の基本的自由や生命を危険にさらすのであれば、あるいはアーカイブ資料の廃棄につながるのであれば、優先順位はアーカイブ資料内に記されている人物の権利の保護に置かれなければならない、その時点でのアーカイブ資料の返還は延期すべきである。

19. アーカイブ機関は、利用者の国籍に関わらず、過去に人権を損なわれたことへの補償を求める人々、または自らの基本的権利を保護するためのアーカイブ資料を必要とする人々（著しい人権侵害の犠牲者及び生還者を含む）及び過渡的正義機関に対して、押収持去りアーカイブ資料を含むアーカイブ資料を提供する。

国連人権高等弁務官の、「不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める更新された一連の原則」[50]の原則15「公文書の利用を円滑に進めるための措置」³¹の一部分に、「公文書利用の円滑な実施は、被害者及びその親族が自己の権利を主張できるようにする

²⁹ “武力紛争の際の文化財の保護のための条約（ハーグ条約）”. 文部科学省. <http://www.next.go.jp/unesco/009/003/004.pdf>, (参照 2017-03-14).

³⁰ 可児英里子. 「武力紛争の際の文化財の保護のための条約（1954年ハーグ条約）」の考察. 外務省月報. 2002, no. 3, p. 1-33. http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/geppo/pdfs/02_3_1.pdf, (参照 2017-03-14).

ために行われる」³¹とする記述がある。また、原則 16「公文書にかかわる部局と裁判所及び非司法的な調査委員会間の協力」³²の全文は次のとおりである。「裁判所及び非司法的な調査委員会は、これらの機関に報告を行う捜査当局と同様に、関連性のある公文書を利用できなければならない。この原則は、プライバシーに係わる適切な懸念（特に被害者その他の証人に証言の必須条件として与えられる秘密の確約を含む。）を尊重する形で実施されなければならない。当該利用は、次の場合を除き国家の安全を理由に否定されてはならない。すなわち、特別な事情の下で法律が制限を定めた場合、正当な国家の安全上の利益を保護するために、政府が民主的な社会に於いて制限が必要であることを証明した場合、及び当該否定が独立した司法審査に服する場合、である」³²。

IV. 教育研修

20. 政府、アーキビスト及び文書担当者の専門家団体、アーカイブ機関及び教育機関、並びにアーカイブ教育に携わる専門家個人は、アーキビストらに対して、適切な教育研修を受けさせ、国内法及び国際法で承認されている人権と基本的自由と関連するアーキビストの倫理的義務を認識させるべきである。

ICA の「倫理綱領」[11]の 9 は、「アーキビストは、文書館学に関する知識を体系的・継続的に更新することにより専門領域についての熟練を追求し、その研究と経験の結果を実際に還元するよう努めなければならない」³³と述べている。アーキビストは、「管轄する研修や活動が適正な方法でアーキビストの使命を遂行するために用いられるよう、努め」³⁴すべきことを説明している。人権及び国際人道法は常に発展するものであるため、この分野における継続的な研修は必須である。

³¹ 山下恭弘. 不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則 p. 504 (14). 福岡大学法学論叢. 2008, vol. 52, no. 4, p. 491-515. https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1320&file_id=22&file_no=1, (参照 2017-03-14).

³² 山下恭弘. 不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則 p. 505 (15). 福岡大学法学論叢. 2008, vol. 52, no. 4, p. 491-515. https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1320&file_id=22&file_no=1, (参照 2017-03-14).

³³ “ICA アーキビストの倫理綱領 日本語版”. 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会. <http://www.jsai.jp/file/ica-rinri2.pdf>, (参照 2017-03-14).

³⁴ “ICA アーキビストの倫理綱領 日本語版”. 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会. <http://www.jsai.jp/file/ica-rinri2.pdf>, (参照 2017-03-14).

21. 政府、アーキビスト及び文書担当者の専門家団体、アーカイブ機関及び教育機関は、アーカイブ専門領域における人事雇用及びその更新に関して、差別しないことを保証するべきである。

「世界人権宣言」[44]によって禁止されている範囲に基づき、本原則第3の解説の中で定義した差別を、アーキビストを雇用する際に行ってはならない。

22. アーカイブサービスのニーズが満たされていないグループ、コミュニティ、地域を抱える各国にあっては、特にそうしたグループがはっきりした文化、伝統、言語を有し、または過去の差別の犠牲者だった場合は、政府、アーキビスト及び文書担当者の専門家団体、アーカイブ機関及び教育機関、並びにアーカイブ教育に携わる専門家個人は、これらグループの人々に対しアーカイブ専門職に就くための機会を提供するための特段の方策をとるべきであり、彼らが自身のグループのニーズに見合う研修を受けられることを保証するべきである。

多くのグループ、コミュニティ、及び地域においては、アーカイブサービスは十分でない。

国連の「障害者の権利に関する条約」[42]及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」[47]では、これら特別なグループのために機会を提供する必要性を強調している。

V. 表現及び結社の自由

23. アーキビスト及び文書担当者には、他の人々と同じく、表現、信条、集会結社の自由がある。特にアーキビスト及び文書担当者は、人権の促進と保護及びこれに関する専門家としての責任に関しては公開討論に参加する権利がある。この権利を行使するにあたって、アーキビストはその専門的責任において、職業的責任を遂行する過程で得た非公式の情報を漏えいしない。

「世界人権宣言」[44]の第19条には、「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」³⁵とある。「倫理綱領」[11]の8はアーキビストに対し「業務の中で得た

³⁵ 外務省. “世界人権宣言 (仮訳文)”. 外務省ホームページ. 年代不明. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html, (参照 2017-03-14).

非公開の所蔵資料にかかわる情報を、漏らしたり利用してはならない³⁶と警告している。この守秘責任はアーキビストが雇用を離れた後も継続する。本原則第 23 は前出の本原則第 16 と矛盾するものではない。本原則第 16 は、背徳行為の告発を目的として情報を当局者に対して限定的に開示することについて言及したものであり、公開討論の情報開示を目的とするものではない。

24. アーキビスト及び文書担当者には自らの利益を代弁し、継続的な教育研修を促進し、その専門的完全性を保護するための、自律的専門家団体を結成する権利がある。専門家団体の執行機関は、その構成員によって選出されるべきであり、外部からの干渉なしにその機能を発揮すべきである。政府は、アーキビスト及び文書担当者の専門家団体を、職業及びその実務家の利益を代表する市民団体として認めるべきである。

「世界人権宣言」[44]の第 20 条では、「すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。何人も、結社に属することを強制されない」³⁷と述べている。

25. ICA の「倫理綱領」[11]の 10 は、「アーキビストは、同一あるいはその他の専門領域の構成員と協力して、世界の記録遺産の保存と利用を促進しなければならない」³⁸と述べている。

アーキビストが人権関連のアーカイブ資料を扱う複雑な業務の遂行を援助する際、協力関係を築くことが不可欠である。

³⁶ “ICA アーキビストの倫理綱領 日本語版”。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会。<http://www.jsai.jp/file/ica-rinri2.pdf>, (参照 2017-03-14)。

³⁷ 外務省. “世界人権宣言 (仮訳文)”。外務省ホームページ. 年代不明. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html, (参照 2017-03-14)。

³⁸ “ICA アーキビストの倫理綱領 日本語版”。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会。<http://www.jsai.jp/file/ica-rinri2.pdf>, (参照 2017-03-14)。

付録 I. 用語定義

本原則では、以下の用語定義を適用する。

- アーカイブ資料：
(Archives)
- 個人または組織が業務遂行上で作成した収受及び蓄積した資料。継続的な価値があるので保存されてきたもの。本原則において、歴史的なアーカイブ資料を取得及び保存することを主な業務である組織を表す場合は、本原則では「アーカイブ機関 (Archival institution)」とする。この用語には、記録を含む。
- 押収持去りアーカイブ資料：
(Displaced archives)
- 個人または組織が非合法的に保管しているアーカイブ資料。これにはもとの国で蓄積、略奪されたアーカイブ資料が含まれる。
- 機関：
(Institution)
- あらゆる団体、例えば、公私、政府、非政府、商業、宗教、国及び地方政府、国際及び政府間組織、政党などを含む。この用語は、ISSAR(CPF)における“corporate body”と同義である。ある名前前で特定され、意思を実行する、あるいは実行することのできる組織または一団の人々。本原則において「政府 (government)」と記した場合は、政府以外の機関は除外される。もしある種の団体をいう場合、本原則においては、例えば、「アーカイブ機関」あるいは「教育機関」のように記す。
- 記録：
(Records)
- 形式、媒体の如何を問わず、ある組織または個人が事業または業務遂行上、作成、収受、維持・管理、記録された情報 (ISAD(G)の定義より)。本原則の本文において、「記録」はコーテーション (“ ”) (訳文においては角カッコ (「」) を用いる) に包んで示す。本原則における優先語は、「アーカイブ」であって、それには「記録」が含まれる。
- 過渡的正義機関：
(Transitional Justice Institutions)
- 抑圧的政権からより民主的な政権への変革によって創設された諸組織。これには、特別法廷、真相究明委員会、身元調査及び賠償委員会が含まれる。

付録Ⅱ. 情報源及び参照

注：ICA1993-95 CITRA 会議予稿（紙媒体のみで、英語版、仏語版がある）を除いて、以下に示す文書はオンラインで利用可能である。これらの資料は、通常、一言語以上で作成されている。

- [1] ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS (ASEAN). *Human Rights Declaration (AHRD)* (2012)

COUNCIL OF EUROPE.

- [2] *Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms* (also known as *European Convention on Human Rights*) (adopted in 1950).
- [3] *Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data* (adopted in 1981)
- [4] *Recommendation No. R (2000) 13 of the Committee of Ministers to member states on a European policy on access to archives* (adopted in 2000)
- [5] *Recommendation Rec(2002)2 of the Committee of Ministers to member states on access to official documents* (adopted in 2002)
- [6] *Convention on Access to Official Documents (2009, not yet in force)*.
- [7] *Recommendation CM/Rec(2014)7 of the Committee of Ministers to member States on the protection of whistleblowers* (adopted in 2014)
- [8] COUNCIL OF EUROPE'S PARLIAMENTARY ASSEMBLY (PACE). *Resolution 1954 (2013): National security and access to information* (2013)

INTERNATIONAL COUNCIL ON ARCHIVES.

- [9] *The View of the Archival Community on Settling Disputed Archival Claims* (Position Paper adopted by the Executive Committee. Guangzhou, 10-13 April 1995).
- [10] *Reference dossier on Archival Claims*. Documents collated by Hervé BASTIEN (1995).
- [11] *Code of Ethics* (adopted in 1996)
“ICA アーキビストの倫理綱領 日本語版”. 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会. <http://www.jsai.jp/file/ica-rinri2.pdf>, (参照 2017-03-14).
- [12] *.CITRA 1993-1995. Interdependence of Archives. Proceedings of the Twenty-Ninth, Thirtieth and Thirty-First International Conference of the Round Table on Archives: XXIX Mexico 1993, XXX Thessaloniki 1994, XXXI Washington 1995*. Dordrecht: 1998 (special issue of *Janus*).

- [13] *Universal Declaration on Archives* (adopted in 2010, endorsed by UNESCO in 2011)
 “世界アーカイブ宣言”. 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会. <http://www.jsai.jp/file/japanese.pdf>, (参照 2017-03-14).
- [14] *Principles of Access to Archives* (adopted in 2012)
 “試訳 ICA アーカイブの利用の原則”. 国際資料研究所. http://www.geocities.jp/djia_rchiv/tokyouniv/Principles_of_Access_to_Archives_Japanese_edition.pdf, (参照 2017-03-14).
- [15] INTERNATIONAL INSTITUTE FOR THE UNIFICATION OF PRIVATE LAW (UNIDROIT). *Convention on Stolen or Illegally Exported Cultural Objects* (1995)
 清水響. 「盗取され又は不法に輸出された文化財に関する UNIDROIT 条約」について. 民事月報, 1996, vol. 51, no. 4, p. 39-86.
- [16] *International Mechanisms for Promoting Freedom of Expression*. Joint Declaration by the UN Special Rapporteur on Freedom of Opinion and Expression, the OSCE Representative on Freedom of the Media and the OAS Special Rapporteur on Freedom of Expression (2004)

INTERNATIONAL ORGANIZATION FOR STANDARDIZATION.

- [17] 15489. *Information and documentation – Records management* (2008)
 ISO 15489-1 : 2016. 情報及びドキュメンテーション—記録マネジメント—第1部 : 概念及び原理. なお、これは <http://www.jsa.or.jp/store/index.html> から ISO 番号で検索して得られた日本語タイトルである。.(参照 2017-05-02).
- [18] 16175. *Principles and Functional Requirements for Records in Electronic Office Environments* (2011)
 ISO 16175-2 : 2011. 電子オフィス環境における記録のための原則及び機能的要求事項(2011). なお、これは <http://www.jsa.or.jp/store/index.html> から ISO 番号で検索して得られた日本語タイトルである。.(参照 2017-05-02).
- [19] 30300. *Management systems for records* (2011)
 ISO 30300 : 2011. 情報及びドキュメンテーション—記録のためのマネジメントシステム—基本及び用語. なお、これは <http://www.jsa.or.jp/store/index.html> から ISO 番号で検索して得られた日本語タイトルである。.(参照 2017-05-02).
- [20] ISLAMIC COUNCIL OF EUROPE. *Universal Islamic Declaration of Human Rights* (adopted in 1981).
- [21] LEAGUE OF ARAB STATES. *Arab Charter on Human Rights* (adopted in 2004)
- [22] ORGANISATION FOR ECONOMIC CO-OPERATION AND DEVELOPMENT (OECD). *G20, Whistleblower Protection Frameworks, Compendium of Best Practices and Guiding Principles for Legislation* (2011)

ORGANISATION OF AFRICAN UNITY.

- [23] *African Charter on Human and Peoples' Rights* (also known as the *Banjul Charter*) (adopted in 1981)
- [24] *Declaration of Principles on Freedom of Expression in Africa*, adopted by the African Commission on Human and Peoples' Rights (2002).
- [25] *Guidelines and Principles on Economic, Social and Cultural Rights in the African Charter on Human and Peoples' Rights* (2011).

ORGANIZATION OF AMERICAN STATES.

- [26] *American Convention on Human Rights* (also known as *Pact of San Jose, Costa Rica*) (adopted in 1969)
- [27] *Additional Protocol to the American Convention on Human Rights in the Area of Economic, Social and Cultural Rights* (also known as *Protocol of San Salvador*) (adopted in 1988).
- [28] *Inter-American Convention on Forced Disappearance of Persons* (adopted in 1994)
- [29] *Declaration of Principles on Freedom of Expression* (2000)
- [30] *Inter-American Democratic Charter* (adopted in 2001).
- [31] *Inter-American Convention against All Forms of Discrimination and Intolerance* (adopted in 2013)
- [32] . *Promotion and Protection of Human Rights in Business* (General Assembly Resolution, adopted at the second plenary session, held on June 4, 2014)

United Nations.

Treaties

- [33] . *Convention (IV) respecting the Laws and Customs of War on Land and its annex: Regulations concerning the Laws and Customs of War on Land. The Hague, 18 October 1907.*
“陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約” . 外務省. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-P2-295_1.pdf, (参照 2017-05-03).
- [34] *Convention (IV) relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War. Geneva, 12 August 1949.*
“戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約(文民条約)”. 日本弁護士連合会. http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/human_rights_instruments.pdf, (参照 2017-03-14).
- [35] *International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination* (adopted in 1965)

外務省. “あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言（仮訳）”. 外務省ホームページ. 年代不明. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/decl_j.html, (参照 2017-05-04).

- [36] *International Covenant on Civil and Political Rights* (adopted in 1966); *Optional Protocol* (adopted in 1966); *Second Optional Protocol* (adopted in 2009)

外務省. “あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言（仮訳）”. 外務省ホームページ. 年代不明. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html, (参照 2017-05-04).

- [37] *International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights* (adopted in 1966)

外務省. “経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権 A 規約）”. 外務省ホームページ. 年代不明. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_004.html, (参照 2017-05-04).

- [38] *Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women* (adopted in 1979)

外務省. “女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）”. 外務省ホームページ. 年代不明. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/3b_001.html, (参照 2017-05-04).

- [39] *Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment* (adopted in 1984)

外務省. “拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）”. 外務省ホームページ. 年代不明. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/zenbun.html>, (参照 2017-05-04).

- [40] *Convention on the Rights of the Child* (adopted in 1989)

“児童の権利に関する条約”. 外務省. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/_je_pamph.pdf, (参照 2017-03-14).

- [41] *International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families* (adopted in 1990)

- [42] *Convention on the Rights of Persons with Disabilities* (adopted in 2006)

“障害者の権利に関する条約”. 外務省. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf>, (参照 2017-03-14).

- [43] *International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance* (adopted in 2006)

“強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約”. 外務省. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/shomei_24.pdf, (参照 2017-03-14).

United Nations General Assembly

- [44] *Universal Declaration of Human Rights* (adopted 1948)
外務省. “世界人権宣言 (仮訳文)”. 外務省ホームページ. 年代不明. http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html, (参照 2017-03-14).
- [45] *Declaration on the Right and Responsibility of Individuals, Groups and Organs of Society to Promote and Protect Universally Recognized Human Rights and Fundamental Freedoms* (adopted 1998)
“普遍的に承認された人権及び基本的自由を促進し保護する個人、団体及び社会組織の権利と責任に関する宣言”. 日本弁護士連合会. http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/human_rights_instruments.pdf, (参照 2017-03-14).
- [46] *Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law* (adopted 2005)
“国際人権及び国際人道法に関する重大な違反の被害者が救済及び賠償を受ける権利に関する基本原則とガイドライン”. 日本弁護士連合会. http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/human_rights_instruments.pdf, (参照 2017-03-14).
- [47] *United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples* (adopted 2007)
“先住民の権利に関する国際連合宣言”. 国際連合. http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf, (参照 2017-03-14).
- [48] United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders. Basic Principles on the Role of Lawyers (adopted in 1990)

UNITED NATIONS HUMAN RIGHTS BODIES

- [49] Commission on Human Rights. *The Administration of Justice and the Human Rights of Detainees Question of the impunity of perpetrators of human rights violations (civil and political)*. Revised final report prepared by Mr. Joinet pursuant to sub-commission decision 1996/119 (1997)
- [50] Commission on Human Rights. *Updated Set of Principles for the Protection and Promotion of Human Rights through Action to Combat Impunity*.
E/CN.4/2005/102/Add.1. (2005)
山下恭弘. 不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める一連の原則. 福岡大学法学論叢. 2008, vol. 52, no. 4, p. 491-515. https://fukuoka-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=1320&file_id=22&file_no=1, (参照 2017-03-14). なお、山下の論文表題には「更新された」は見えないが、文中の随所に「更新された」を含む表現（「不処罰と闘う行動を通じて人権の保護及び促進を求める

更新された一連の原則」)が見える。

- [51] Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, Rule of Law Tools for Post-Conflict States: Reparations Programmes (2008)
- [52] Human Rights Committee, General comment No. 34 Article 19: Freedoms of opinion and expression (2011)
- [53] *Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations 'Protect, Respect and Remedy' Framework* (endorsed by the Human Rights Council in 2011)
“ビジネスと人権に関する指導原則 : 国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために”。ヒューライツ大阪。 <http://www.hurights.or.jp/japan/img/hrc1731framework.pdf>, (参照 2017-05-03).
- [54] *Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights on the seminar on experiences of archives as a means to guarantee the right to the truth* (2011)
- [55] Human Rights Council. Report of the independent expert in the field of cultural rights, Farida Shaheed (2011)
- [56] Human Rights Council. *Resolution 21/7 Right to the Truth* (2012)
- [57] Report of the Special Rapporteur on the promotion and protection of the right to freedom of opinion and expression (2013)
- [58] *The Right to Privacy in the Digital Age. Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights* (2014)
- [59] OFFICE OF THE UNITED NATIONS HIGH COMMISSIONER FOR HUMAN RIGHTS, *RULE OF LAW TOOLS FOR POST-CONFLICT STATES: ARCHIVES (2015)*
- [60] HUMAN RIGHTS COUNCIL. *REPORT OF THE SPECIAL RAPPORTEUR ON THE PROMOTION OF TRUTH, JUSTICE, REPARATION AND GUARANTEES OF NON-RECURRENCE, PABLO DE GREIFF (2015)*

UNITED NATIONS EDUCATIONAL, SCIENTIFIC AND CULTURAL ORGANIZATION (UNESCO)

Conventions

- [61] *Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict with Regulations for the Execution of the Convention* (The Hague, 14 May 1954) - *First Protocol*, The Hague, 14 May 1954; - *Second Protocol*, The Hague, 26 March 1999. http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=15391&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

“武力紛争の際の文化財の保護のための条約(ハーグ条約)”。文部科学省。 <http://>

www.mext.go.jp/unesco/009/003/004.pdf, (参照 2017-03-14).

- [62] . *Convention against Discrimination in Education Paris*, 14 December 1960
“教育における差別待遇の防止に関する条約”. 文部科学省. <http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/007.pdf>, (参照 2017-03-14).
- [63] *Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Import, Export and Transfer of Ownership of Cultural Property* (1970)
“文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約”. 文部科学省. <http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/010.pdf>, (参照 2017-03-14).
- [64] *Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage* (1972)
“世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (仮訳)”. 文部科学省. <http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/013.pdf>, (参照 2017-05-02).
- [65] *Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage* (2003)
“無形文化遺産の保護に関する条約 (2003)”. 文部科学省. <http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/016.pdf>, (参照 2017-03-14).
- [66] *Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions* (2005)
“文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 (2005)”. 文部科学省. <http://www.mext.go.jp/unesco/009/003/018.pdf>, (参照 2017-03-14).

Other UNESCO resources

- [67] *Charter on the Preservation of Digital Heritage* (2003)
“デジタル遺産の保護の憲章”. 文部科学省. <http://www.mext.go.jp/unesco/009/005/003.pdf>, (参照 2017-05-04).
- [68] . *Declaration Concerning the Intentional Destruction of Cultural Heritage* (2003)
“文化遺産の意図的破壊に関するユネスコ宣言 (2003)”. これは文部科学省. <http://www.mext.go.jp/unesco/009/005.htm>, (参照 2017-03-14)にみられた日本語タイトルである。
- [69] Gonzalez Quintana, Antonio, et al. *Archives of the security services of former repressive regimes: report prepared for UNESCO on behalf of the International Council of Archives*. Paris: UNESCO, 1995; revised by GONZALEZ QUINTANA as *Archival Policies in the Protection of Human Rights*. Paris: ICA, 2009

- [70] Kecskeméti Charles. *Archival claims. Preliminary study on the principles and criteria to be applied in negotiations. / Les contentieux archivistiques: Étude préliminaire sur les principes et sur les critères à retenir lors des négociations*. Paris: UNESCO, 1977

CIVIL SOCIETY STATEMENTS.

- [71] Global Principles on National Security and the Right to Information (Tshwane Principles) (2013)
“国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（ツワネ原則）”．日本弁護士連合会．<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/statement/data/2013/tshwane.pdf>, (参照 2017-03-14).
- [72] *Johannesburg Principles on National Security, Freedom of Expression and Access to Information* (1995)
飯野守訳．国の安全, 表現の自由及び情報へのアクセスに関するヨハネスブルク原則．法律時報．1996, vol. 68, no. 12, p. 73-77.